

○経済産業省告示第一六三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号への規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年 七月 一九日

経済産業大臣 枝野 幸男

第二号中「5及び6」を「3及び4」に改める。

○経済産業省告示第一六四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年 七月 一九日

経済産業大臣 枝野 幸男

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

○経済産業省告示第一六五号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十四号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年 七月 一九日

経済産業大臣 枝野 幸男

第三号を削り、第四号を第三号とし、同号8の次に次のように加える。

9 輸出令別表第一の十六の項の中欄に掲げる貨物

○経済産業省告示第一六六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第一九三号）の施行に伴い、平成二十二年経済産業省告示第四十四号（輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸取出引の内容を考慮する必要があるものとして経済産業大臣が告示で定める貨物）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十四年 七月 一九日

経済産業大臣 枝野 幸男

平成二十二年経済産業省告示第四十四号（輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸取出引の内容を考慮する必要があるものとして経済産業大臣が告示で定める貨物）は、廃止する。

附 則

この告示は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十四年八月一日）から施行する。